

議案第二十一号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

上西谷	上西谷
〃	〃

を

上西谷	上西谷
〃	〃
合谷	合谷
〃	〃

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。